

平成27年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月25日 午前10時00分		
	散 会	9月25日 午後3時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	経 済 課 長	島 袋 輝 也
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
建設課長	金 城 正 明			

平成27年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成27年9月25日（金曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会期延長の件 一般質問	

○ 議長 東恩納寛政君 おはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会期延長の件」を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、9月29日までと議決されていますが、議事進行の都合によって、10月1日まで2日間、延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、会期は10月1日まで2日間、延長することに決定しました。

日程第2. 昨日に引き続き「一般質問」を行います。

順次発言を許します。山城 太議員の発言を許します。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 おはようございます。さきに通告しました点について質問いたします。

1点目に、海岸海浜等条例の(ルール)の状況は。利用する方々の安全安心のための条例の設置の状況はどうなっていますでしょうか。

2点目、地域住民の魚貝類等採取の規制緩和について。地域住民から「昔からの食文化、地域の風習でもあり、家族で食すくらいの量は規制外にできないか」と声があります。それらについて村長の見解を伺います。

3点目に、教育等に関する支援、援助について。大学、専門学校等への進学時における金銭的な村独自の支援援助策の状況はどうなっていますでしょうか伺います。

4点目、各区の慰霊碑の管理について。現在の管理の状況を伺います。

5点目に、公有財産の管理等について。第一並びに第二茸生産出荷施設の賃貸契約書の統一化の現状は。また、9,700万円の設備増設の精査の状況を伺います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

海岸・沿岸条例(ルール)の現況は。のご質問にお答えします。沖縄県においては、恩納村と渡嘉敷村が県と調整協議の上、海岸利用における占用の許可、行為の許可等の権限移譲を受けております。本村においては、観光客の増加により海岸利用に関するトラブルの報告を受けております。このような状況を受け、恩納村に権限移譲後の現状を調査してきました。権限移譲後については、県との連携に課題があり、対応に苦慮しているとのことでした。恩納村では、海岸の保全・活用については「里海づくり協議会」を立ち上げ海を活用する村内の関係者を網羅し、海岸利用及び資源の保全に関するルール作りを進めているとのことでありました。本村においても海を活用したリゾート開発の先進地を参考にして権限移譲を受けた条例制定ではなく里海を保全・活用する協議会を組織し、海浜のレジャーを楽しむことのできるルールづくりを検討していきたいというふうに考えております。

次に、2地域住民の魚貝類等採取の規制緩和についてのご質問にお答えいたします。

漁業権が設定されている水面であっても、魚を釣るなどの遊漁ができないことはありませんが、漁業権

の対象となっている海藻類を取った場合は、漁業権の侵害となりますが、漁業権者（漁協）が告訴しなければ罰せられません。漁協に確認したところ漁業は、基本的に地域住民の協力があって成り立っているものと考えているので「家族で食す」程度の量であれば規制外であるとのこと。少量自家消費であれば注意や告訴はしない。明らかに販売目的であれば漁業権侵害で告訴もあり得るとのことです。村長の見解ということですが、漁業法という法律があるので漁業権者（漁協）の見解を超えることはできないものと考えております。次の質問につきましては教育長から答弁させたいというふうに思います。

次に4の各区の慰霊碑の管理についてのご質問にお答えいたします。

現在、村内にある各区の慰霊碑については、各区が主体となって当該施設の維持管理については、実施しているものと理解をしております。

次に5公有財産の管理等についてのご質問にお答えいたします。

第一及び第二茸生産施設の施設貸付契約書の整合性を図るため、今帰仁きのご園に契約書の変更協議を申し入れておりますが、残念ながら進展しておりません。契約書の統一を図るため引き続き弁護士にアドバイスを受けております。4月28日に今帰仁きのご園から「フロン排出抑制法」が全面施行されたことに伴い設備の更新が必要となるとの相談がありました。その事業主体のあり方、契約書の統一に向けた進め方等について5月19日に沖縄総合事務局、5月27日に弁護士事務所に相談を受けてきました。弁護士からは設備更新のタイミング、事業の進め方を協議する中で統一化についても検討したほうが可能性があるのではないかとのことでした。その方向で統一化に向け検討していきたいと考えております。

次に9,700万円の設備増設の精査についてですが、今帰仁きのご園から機械設備台帳の提出がなく精査できておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時07分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時09分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 教育に関する支援、援助についてのご質問にお答えします。

本村育英会では、高校、大学、専門学校等に進学する学生で経済的理由により就学が困難な者に対して、育英資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的としています。

資金の貸付金の月額、高等学校は1万円、県内大学・専門学校等は2万円、県外大学・専門学校等は2万5,000円となっています。

平成27年度の新規貸与者8名、継続貸与者9名の17名が利用しています。平成27年度貸付総額は440万円を予定しています。

育英会貸与生の募集については、学校への案内や、今年2月号の広報に掲載し周知しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質問に入らせていただきますが、まず1点目の状況なんです、古宇利のほうでいろいろなトラックですか、向こうへ行くためにあちこち土地を切り拓いて駐車場等をつくっていると思うんですが、またトケイ浜ですか、奥のほうでも土地を切り拓いて駐車場等をつくっていると思われ

るんですが、その周辺には畑もあるんです。そうしたら道幅が狭くなって、大変不便という話もありまして、その辺の問い合わせとか、そういった苦情等の今の現状はどのようになっていますでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの9番山城 太議員の質問についてご説明いたします。

通称、ハートロック、トケイ浜一帯での観光客を含めた苦情についてでございますけれども、確かに駐車場の経営者と観光客のトラブルは、たびたび観光協会、それから経済課の観光担当のほうに苦情が来ております。その内容としましては、海は誰でも自由に公共の福祉に反しない限り自由に使えるという中で、なぜ海に入っただけで料金を取るのかというような苦情等もありました。その辺については苦情のあった方々に折り返し電話をしていいですかと、「よろしいです」という方については、その内容を説明して理解をさせていただいております。まず、駐車場として使っているものについては駐車料金を払わなければなりません。海についての料金は取ることはできませんというふうに説明しています。あと、ポットホルのところの海岸につきましては、奥のほうの村有地、それから保安林がございまして、そのあたりにつきましては海側の土地の所有者のほうから役場、それから警察のほうも一緒に対応してくれないかということで、土地の境界測量とかそういった対応をしております。警察と役場、それから地権者含めての対応で今、奥のほうの土地の利用については対応しているところでございます。あと、確かに車の道幅に応じて車の台数も多いので、そのあたりの苦情等は結構来ております。例えば溝に車が落ちたりとか、結構ありますので、そのような苦情があります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 村としましては、そういった今行っている業者に対してどのような感覚で対応していくのでしょうか。否定的なのか肯定的なのか、その辺の答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

まず、駐車場の関係についての質問の趣旨だと思いますけれども、その件につきましては農地法、それから農振法の関係がありまして、昨年5月か6月ごろに県のほうに農地法違反、農振法の違反であるとの報告はしております。その後、その地権者の方々から弁明書等を出していただいて、その後、転用申請を一年ほどかけてやったわけですが、去る7月の県のほうでの許可ですね、これにおいてまだ7月に県のほうでは決定をされているんですが、村に届いたのがついこの間で、工事をして駐車場用地として現状は認められている状況です。今後につきましては、その一帯海岸あたりについては今、大幅な農振地域の見直し等がございまして、その中で土地利用のあり方について区民の意見などを拝聴しながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 業者の方とか、そういった農業をされている方も自分が生きるために、生活のためにやっていると思うんですね。ですから、早々にそういったルールをつくって、もちろんもうかれれば税収アップにもなるわけです。ですから、早急にそういった整備を進めるべきだと思うんですが、そ

の辺はどのようにお考えですか、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今の場所につきましては、非常に車の台数も多くて駐車場が不足しているという状況はあるというふうに認識しております。ただ、先ほど経済課長からもありましたように、当初は農振法違反でありました。それもいろいろ注意をして県からも指導をして、なかなか改善されないような状況がありました。先ほどありましたように、その地域の地主から農振の見直しをしてほしいという要望がありましたので、村としてもその地域は農業よりは駐車場スペースとしても必要な場所ですので見直しをして、そこから外すように県と調整をしております。今後、今年から農振の見直しがありますので、その中で地域の皆さんと相談をして、見直しについては検討をしていきたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 近くに農家も畑もあるわけなんですね。里道があつて大分狭くなっているんです。畑に行きたくても軽トラも入りきれないぐらいの箇所も見られるんです。そういった関係者を一堂に集めて、そういった先ほど述べたような協議会なり何なり進めていくべきだと思うんですが、もう夏も過ぎて、来年はまた夏が来るわけです。それまでに、来年の夏までにはそういった協定というんでしょうか、ルールづくりはできないものでしょうか、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

今、9番議員がおっしゃっている内容につきましては、海の関係というのとは別にというふうに認識しておりますが、その関係で説明したいと思います。海については、個別法によりまして海岸法、それから海に隣接する保安林については森林法等の関係で、個別的に法律の中で整備していきます。あと、今ご質問のあります現在駐車場として使っている土地と農地の混合したものにつきましては、先ほど村長が答弁した中で、今後農振等の見直しについて協議しながら、そのあたりのルールづくりは進めていきたいというふうに考えております。以上です。

いつまでにとということでありましたけれども、今、農振見直しの手続等含めて今、業務の初めで進めている中でありますので、これから地域に入っていく中で夏までというか、大まかな海のルール関係については本部署も交通法の関係もありますので、本部署を含めてそのあたりの協議会の準備会なり立ち上げて進めていきたいと思っております。あと、全面的といいますか、議員が質問されている農道とか道幅の関係につきましては農振法を進めていく中で進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 そうですね、海は皆のものですから、皆で楽しく利用させていただければ地域住民とのトラブルもなくお互いがもうかれれば税収アップにつながると思うので、この辺の整備のほうを望みます。

次の質問に移らせていただきます。魚貝類等の採取の規制緩和についてなんですが、最初の答弁で、家族で食す程度の量であれば規制外であるとのことなんですが、今、住民はそのことすらわからないで海に

遊びに行くことさえ自粛している方も多くいるんですね。この答弁書の内容を広報等なりで住民に説明する予定はないのか、その辺伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問について説明いたします。

その件につきまして、ちょっと海岸法の関係含めて恩納村のほうにちょっと事例等があるか勉強してきました。その中で恩納村のほうでも確かにそのような区民との関係があったということがありまして、全戸にチラシを配って、その辺の反応がもう少しあるのかなということでございましたということでしたが、ある程度広報をすることによって、お互いの漁業権者と家族の憩いの活動場所としてすみ分けができていくということで聞いています。その関係につきましては、まだまだ漁業権とそういった地域のレジャーの活動がどの範囲が大丈夫なのかというのは言っていませんので、漁協とどの範囲の広報であればいいかというものをまとめて、広報なりやっていきたいというふうに考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 この最初の答弁書というのは恩納村の漁協の…、今帰仁とのものですよね。じゃあ、あまり量とかそういった細かい調整はまだされていないわけですね。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時26分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 広報ではまだ早いということと、村がやるよりも漁協が先導すべきということなのですが、家族で食す程度の量、そういったのを早急というか漁協との連携のもとに取り決められて、地域住民が安心して海で遊べるようにしていただきたいと思います。その辺の答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今帰仁漁協の組合長とのお話しの中での答弁書はつくってあります。ただ、これがお知らせとなると、もっと細かく具体的に組合の意向というのを聞かないと、これは非常に大きな問題になりますので、漁業組合と調整をしていきたいというふうに思っております。非常に何というのか、家庭で食すことについては非常に柔軟な対応をしたいということではありますが、細かいところまでは調整されておきませんので、再度漁業組合と調整をしてきたいと。向こうも役員会とかいろいろあると思いますので、調整をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 ただいまの答弁で大体理解できましたので、次の質問に移らせていただきます。

教育に関する支援、援助なんですけど、前にもこれは質問をしたことがあるんですけど、育英資金があると思うんですけど、これの時期ですね。何月ごろなのか答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明申し上げます。

先ほど教育長のほうから月額で報告をいたしましたけど、前期、後期に分けて学生については貸与されて

おります。年2回になりますが5月後半ごろと10月前半のほうで前期、後期に分けて貸与しております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 5月というと、もう入学した後ですけど、入学時にはそういったのは支援、援助というのではないのでしょうか、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明申し上げます。

高等学校や県外大学、専門学校への進学についての申請に基づいて貸与が決まっていきますので、合否の証明とか、そういったものの書類をそろえて申請していただきますので、どうしても4月までは調整期間になってしまって5月の前半で貸与という形になっております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 私の周りの何名かは入学金が準備できないで大学進学を諦める子も多くいるんですよ。その辺ですね、入学金への支援、援助のお考えはないか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明申し上げます。

現在、育英会の貸与としては月額換算で生活費の補助として考えられております。つきましては12カ月分を年2回に分けて貸与している状況でありますので、入学金に関してでしたら学校の種類によっても金額が違いますし、そういったものの対応ができるかどうか、今後検討していきたいというふうに考えます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時32分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時32分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 この質問は以前にもやったんですが、以前にもそういう制度がないという答弁をもらっています。村長は入学金については検討させていただきたいと思いたいと答弁があるんですけど、その後どんな検討をなされたのか、どういう意味でそういうことをおっしゃったのか、それと日本一の教育立村を目指すのであれば、村独自のそういった支援があるべきだと考えます。そしてまたふるさと応援基金ですか、そういったのをうまく利用すれば大学進学を諦めていた子も大学へ行ってもっと勉強して、そして大人になって今帰仁に還元してくれるものだと信じているのですが、その辺のお考えを、答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

入学資金の貸し付けの件でございますが、この入学金というのはものすごい金額になるわけですよ。そういう意味では財政的に非常に厳しいものがあるというふうに考えております。ただ、優秀な人材を育てるということにつきましては、今のこの制度ではなくて特別に学校とかから優秀だと、勉強も優秀またスポーツとか生徒会とかいろいろある中で、総合的にすごく優秀な生徒に対しては、私はふるさと納税の活用とかである意味ではなかなか大学に行きたくても、今おっしゃる資金含めて難しくて大学を諦めるという子供の中から特別に優秀な子を育英資金、そういうための育英資金というのは今、教育長にも検討する

ようにっております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 村財政も大変厳しいのは存じております。しかし、家庭はもっと厳しい状況にあるんですよ。ものすごい金額で、親御さんも物すごい金額ですよ。だから準備できないから大学進学を諦めさせるんですよ、子供に。もう少し考えていただきたいと思うんですけども、ふるさと基金も結構残っていると思うんですよ、うまいぐあいに使わないともったいないですよ。そういった金を使って、進学したい子供たちにそういうふうに趣旨を伝えれば子供たちは理解してですね、先ほども言いましたけれども、大学を卒業して就職したら幾らなりとも今帰仁村に貢献してくれますよ。1人に100万円貸して101万円来たら大もうけじゃないですか。それと、先ほどから優秀な子、優秀な子とおっしゃいますが、優秀な子、スポーツにたける子、勉強ができる子はですね、大学が欲しいから推薦でさっさと行きますよ。あの手この手を使いますよ。それは行政からのそういった応援があればですね、愛国心じゃないですけど、そういった気持ちになりますよ。ぜひ、そういった支援策をつくっていただきたいと思います。再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

非常に苦しい家庭がいっぱいあるということについては認識しております。私もある一定の時期、苦しくて福祉の子供育成の福祉資金を借りて入学を含めてのこをやったことがございます。そういう意味では、今、議員がおっしゃるように苦しい家庭の子供が学校へ行きたくてもなかなか行けないということについては、それは何とかしないといけないという思いもありますけれども、このふるさと納税といっても、これは一定のお金しかありませんので、これを入学金というと国立とか私立とかいろいろいっぱいあるわけで、どれぐらいするかということのものすごい金がある意味ではかかるわけですよ。そういう意味では先ほど難しいという判断をしているということを申し上げましたけど、再度、教育委員会で検討をさせたいというふうに思っております。これは財政も含めて相当考えないとですね、これはまた継続しないといけないところもありますので、検討をさせていただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 これはふるさと納税を利用して、そういった進学をすればそういったのをふるさと納税者にもそういう情報が伝わるわけですね。そしてまた広報でもそういう教育に熱心な方は、この情報を聞いて幾らなりとも応援すると思います。ぜひともですね、本当に検討という言葉ではなくてつくっていく方向で頑張りますと言ってほしいものですが、再度答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時41分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

入学資金の村の育成資金を使つての助成についてのご質問であります、この件につきましては教育委員会でご前向きに検討させていただきたいと思ひます。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 そういつた支援策の設置をぜひ望みます。次の質問に移らせていただきます。

慰霊碑の管理なんですが、各字の慰霊碑は各字が全て管理というふうには認識してよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

慰霊碑については各字が今は管理をしておりますし、これからも管理をしていただきたいと、このように考へております。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 理解できましたので、最後の5点目の公有財産の管理等についてに移ります。

この件は長年になりますけれども、終始、質問に対して統一化を図る、検討する、相手がいることだから難しくてという話が聞こえますが、もうそろそろ統一してもよろしいのではないのでしょうか。もう何年になりますでしょうか。それと村長、来年で任期が切れますよね。再度出馬をするのかはわからないんですけども、それまでにそういった汚点を残さないで全うしていただきたいと思ひますが、いつまでにか明確に答弁ください。いつまでに変更するのか、そして9,700万円余りの設備増設の精査はいつまでにやるのか。これ増設の件は前副村長は認めておりますよね。増設したことを。現在になって精査できないというのは何たることか、その辺の答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思ひます。

私もこの第一茸工場と第二の工場のこの契約書については、統一をぜひしていきたいということで今帰仁きのご園とも前から信頼関係を築いていくということの中で工場見学をしたりとか、また運営協議会の中でもいろいろお話ししているんですけど、なかなか難しい状況があります。先ほど答弁したように設備の更新、そして更新するには村が事業主体になるとか、また今帰仁きのご園が事業主体になるとかいろいろ調整の中でこれを解決していきたいというふうには思ひております。いつごろまでかということについてはですね、今の状況の中では、いつまでにこれをぜひ契約をやりたいということは、ちょっと申し上げるのは難しい状況であります。それから9,700万円のことにつきましては、これをぜひ精査したいので資料を出してほしいということではありますが、なかなか現在も提出がされてなくて精査できないような状況であります。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 同じ言葉をもう何年も聞いています。そろそろ終止符を打ちたいんですけども、こちらとしては。明確な答弁がないんですけども9,700万円を前副村長は認めているんですよ。なぜ今更精査できないとか、そういったことになっているんですか。何で真逆なお話しなんですかね。その辺の答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

今、ご質問にある9,700万円の設備についてですが、それはそもそも今帰仁きのご園との間でいろいろな資料提供の中でいろいろトラブルがあって、信頼関係の瓦解といいますか、そういうものがあって、本人もそれまで言うんだったら、もう手放すと。引き継ぐ人がいれば引き継ぎたいという中で9,700万円の設備増の話が出ました。その辺について、私どもは9,700万円について詳細を明らかにせよということで迫っていったんですけども、相手側からもらった資料の中には、それをきちんと証明できるものがなかったということで、いろいろ要求はしたのですが、きちんと会長含めてですね。その中で相手側としては、それを引き継ぐ人がきちんと決まった段階でしか開示できないとかという話がありました。それについて、当時弁護士等との相談の中で、これを証明できないと相手が不利になるわけですので、証明できないと今帰仁きのご園のほうが不利になるわけですから、いわゆるお互いの契約の中で向こうが不利になる証拠を出さないと不利になるし、それについてはこっちから法的に出しなさいということがなかなかできないという部分があったんです。それはいわゆる裁判とか係争関係になれば、それはその中で出てくるだろうし、またそういうこともあるし、もう1点は、この増設した部分は当該、私たち家主としては認めなければいけないんじゃないかと、その部分についてですね。という話等々がありまして、いろいろな話が今までの少し大げさに言えば歴史の中です、今、こういう状況になっているということであります。また、これから一番の課題であります契約書の統一化というものも出てこようかと思えます。この契約書の統一化については、先ほどの答弁の中でもありました新しい設備の更新とか、いろいろな家主と店子との話し合いが持たれないと、なかなか更新できないとか、そういう中でこの契約書の更新と、この9,700万円のセットといいますか、その中でいかに明らかにすべきではなからうかと思っております。今、私から説明できるのは以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 再度質問します。

契約書の統一化と9,700万円の明確な精査はいつまでにやりますか。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この契約書の統一化についてはですね、いつごろまでかということについては、先ほども答弁したように、なかなか統一に向けての調整が厳しい状況でありますので、いつごろまでかということはちょっと答弁をいたしかねるところであります。もう一つは、9,700万円の設備の精査についてですが、これまでもずっと精査できる資料を提出しなさいということを申し上げているわけですが、先ほど総務課長、これは前経済課長でありましたので、答弁がありましたようにですね、これは今は提出できないということでもあります。

○ 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 できないんだったらできないと、はっきり言ったほうがいいですよ。再度答弁求

めます。

- 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

與那嶺幸人村長。

- 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

契約の統一についてはですね、今後とも努力をしていきたいというふうに思っております。それから9,700万円の設備増設の精査についてであります、これについても要求はしていきたいと思っておりますけど、なかなか先ほど答弁したようにですね、引き継ぐ相手が決まれば、そこに出すということで、なかなか今は応じてくれないような状況であります。

- 議長 東恩納寛政君 9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 最後になりますけれども、村長の任期中にぜひ解決していただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

- 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時55分)

- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時06分)

次に、玉城みちよ議員の発言を許します。7番玉城みちよ議員。

- 7番 玉城みちよさん 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、7番玉城みちよ、一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に一言、村民の皆様には議会へ送り出していただき、はや1年を迎えました。先輩議員の温かい支援を受け、全てにおいて初体験を学ばせていただいております。2年目の目標としましても、やはり今帰仁村唯一の女性議員として、村政の課題解決を女性の視点から女性の声をしっかり拾い、村執行部の皆さんとともにきらきら輝く今帰仁村、さらに住みよい村づくりに関わっていただけることを大変心強く感じ、政策をゆがめることなく反映させていきたいと思っております。

それでは9月定例議会に当たり、さきに通告いたしました3点について質問いたします。子宮頸がんワクチン副作用・副反応患者支援について。6月定例会において、子宮頸がんワクチンの接種について一般質問をさせていただきましたが、その際に村長からの答弁にて、本村でワクチンを接種した方が体調不良の相談事例が1件と報告されているということ。既に接種された200名の皆さんに体調変化のアンケートを送付されたとお聞きいたしました。本村において、接種後に体調不良で苦しんでおられる患者やご家族のことを思いますと、非常に残念で心苦しく、一日も早い回復を願うばかりです。全国各地でワクチンの接種後に持続的な痛みやしびれなどが報告されている子宮頸がんワクチンについて、国や県においても因果関係を検証される中、やっと今月18日に、厚生労働省は186名申請患者のうち6名に医療費などの支援を決定されました。また、本日のタイムス記事によりますと、新たな支給の動きが見られました。全国各地において、まだ被害者への完全支援については因果関係を調査し、救済待ちの被害者がおられる状況です。現在、本村において接種後に症状を訴える患者やその家族にとっては、今かかる医療費が大変大きな負担となっているかと思われます。そこで次の点について質問いたします。質問要旨①子宮頸がんワクチン接種後の体調不良患者への村独自の救済支援について。質問要旨②村がワクチン接種者を対象に実施し

たアンケート回収結果についてお伺いします。

2点目に、今帰仁村職員採用基準について。国から地方へ権限譲渡が進むに当たり、特に市町村では地域の実態を踏まえ、みずからの判断において地域の諸問題に取り組む責任が課せられてきています。これからの行政が果たす役割が大きく、さらに知恵と工夫が必要とされる時代だと言われています。本村においても職員採用については、村民を初め優秀な人材確保のため、広く門戸を広げることが必要ではないかと思えます。そこで質問要旨①受験資格にある住所要件の緩和について。質問要旨②採用試験で求める人材像とその選考方法についてお伺いします。

3点目に、マイナンバー制度について。今年10月よりスタートいたします国民一人一人に番号が通知され、来年1月から運用が開始されるマイナンバー制度について、円滑な導入に向けては村民への周知徹底が不可欠であると考えられますが、そこで質問要旨①マイナンバー制度の導入による村民の利便性について。質問要旨②マイナンバー制度の村民に対する周知についてお伺いします。以上、二次質問は議席から行わせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチン副作用・副反応患者支援についてのご質問にお答えいたします。子宮頸がん予防ワクチン接種による健康被害の症状は、被害認定が難しい面がありますが、去った9月17日に開催された厚生労働省の副反応検討部会で審議がなされ、医療機関や製薬会社から報告のあった方のうち副反応の症状が回復していない方について、救済に係る審査を速やかに行うこととしています。審査は順次行われる予定で症状とワクチン接種との因果関係が否定できない場合も救済する考えを示しております。

村独自の救済制度につきましては、「今帰仁村子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費等支援実施要綱」を制定し、支援に向けて取り組みます。今回予算についても計上しております。

医療費など緊急的に支援する体制を整え、ご本人やご家族の負担軽減につなげ、安心して医療の給付を受けてもらいたいと強く思っております。

次に、②村がワクチン接種者を対象に実施したアンケート回収結果についてのご質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチン予防接種済みの202名の皆さんを対象に、接種後の体調の変化についてアンケートを実施いたしました。202名には、転入者2名も含まれております。

9月15日現在において回収できた方は64名で、回収率は32.0%です。そのうち何らかの症状が出た方が、回答いただいた26.9%、17名で、そのほとんどの方が回復しております。6月議会でも申しましたようにお一人の方が日常生活に支障が生じるほどの重い症状です。

子宮頸がん予防ワクチンを接種された方が副反応で苦しんでおられることを思いますと非常に残念で、一日も早い回復を願っております。

次に質問事項2、今帰仁村職員採用基準についてのご質問にお答えいたします。

①のご質問にお答えします。本村職員採用候補者試験の受験資格の一部である住所要件の緩和については、現在のところ考えておりません。

②のご質問にお答えします。採用試験で求める人材像は、法令法規を遵守する自覚、公務の執行に当たっては公正・公平でかつ能率的な運営の自覚、村民全体の奉仕者としての自覚が求められており、その選考方法としては、一次試験の教養試験や専門試験を課し、一次試験合格者に対して二次試験として小論文と面接試験が課せられます。

次に3. マイナンバー制度についてのご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、いわゆる社会保障・税番号制度の導入により村民の利便性としては、各種の手当の申請時に添付書類の省略化、年金や各種健康保険間の手続の省略化等、将来的には民間の利用が実現する見通しであります。

②のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度の村民に対する周知については、「広報なきじん」への掲載、村ホームページへの掲載、チラシを各家庭に配布しております。

また、10月下旬以降に予定の各字公民館で開催されます行政懇談会におきましても、村民の皆様にご説明をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 先ほどの村長の答弁にて、村独自の支援について取り組むとおっしゃっておりました。では、村が制定する要綱の給付内容についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん 7番玉城議員の質問について、ご説明いたします。

先ほど村長も申しましたように、このたび今帰仁村子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療費等支援実施要綱を制定いたし、今帰仁村独自に接種後の症状に係る費用等を給付するという取り組みをいたします。その中の内容でございますけれども、医療費、医療手当、渡航費の3つの支援をする内容となっております。医療費については、医療に要した費用の自己負担額、それから医療手当につきましては、予防接種法の施行令に基づいて通院・入院に関して給付する予定でございます。ここでいう渡航費ですけれども、国内の他地域へ治療のために渡航する費用のことを考えておまして、18歳未満で症状の出た方については同行する保護者1名についても対象とする予定でございます。ここでいう渡航費の中には航空運賃と宿泊費を含んでおまして、航空運賃につきましては往復分1回につき5万円を上限として、宿泊費については二泊分まで考える予定で、一泊1万1,000円を限度とさせていただく内容となっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの3つの支援については理解いたしました。給付内容について、18歳未満の患者へは保護者の航空運賃まで含まれると理解してよろしいでしょうか。また、この子宮頸がんワクチン副反応患者に対して、いまだ治療法が明らかにされておらず、一度受診されたからといって終わる治療ではないと理解しております。先ほどの給付内容の中で航空運賃の限度額5万円と答弁いただきましたが、この航空運賃に関して請求回数及び過去の治療渡航費について、どのような救済になるのか答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問についてご説明いたします。

玉城議員のご理解のように、子宮頸がん予防ワクチンの接種後に継続的な痛みやしびれ等が出ている方について、18歳未満の方については、その同行する保護者の方も渡航費を支給するという事でよろしいです。先ほども申しましたように、その渡航費には航空運賃と宿泊費二泊分まで含まれているという事でございます。

それから、航空運賃の限度を5万円と言っておりますけれども、その請求回数についてということでございましたけれども、本人、保護者ともに単年度で考えて往復分1回につき5万円、これを5回までとさせていただきます。それから過去の治療に対して渡航した場合のことでございますけれども、これは要綱の附則の中で、要綱の施行前に子宮頸がん予防ワクチンを受けた者についての適用がうたわれております。それで、さかのぼって給付が可能という理解になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で、渡航費については理解いたしました。では、医療手当とされる通院・入院に関しまして、給付額や回数の限度が設定されているのかお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問についてご説明いたします。

医療手当でございますが、医療手当の考えは医療費以外で費用の負担が大きいとされていることから給付されるもので、これは予防接種法の施行令に基づいて給付してまいります。施行令でうたわれている内容につきましては、通院について3日以上月額3万6,000円、3日未満月額3万4,000円、そして入院の場合は、その3日が8日というふうに変更しまして、8日以上月額3万6,000円、8日未満の入院につきましては月額3万4,000円の給付がされます。村の制定する要綱では、給付額や回数については医療手当につきましては限度をうたっていない状況でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で医療手当に関しては理解いたしました。この医療手当に関しては医療費以外に手当としてご家族へ支給されるものだと理解します。先ほど今帰仁村独自の接種後の病状に係るという内容について答弁されておりましたが、この独自の意図する内容について、もう少し詳しく答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまのご質問について説明いたします。

今帰仁村独自に接種後の症状に係るという表現を、要綱の資料の取りまとめの中でも私が用いた言い回しでございますけれども、現に日常生活に支障を来すほど健康被害を抱えている方が村内にいらっしゃるということを受けて、今帰仁村が独自に先ほど申しました要綱を制定して救済制度を実施していくということの意味でございました。それで、要綱にうたっている対象者は今帰仁村が実施する子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた方ということであってございまして、もし仮に他の市町村が実施する接種を受けて症状が出て、今帰仁村に転入してきたとしても、その方は対象にならないというようなことも含んでの表

現でございました。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁にて理解いたしました。では、先ほどアンケートの結果で何らかの体調変化を申し出た方がいらっしゃるということで、既に回復はされているということでしたけれども、対応についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 仲村美奈子福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 仲村美奈子さん ただいまの質問についてご説明いたします。

村長からもありましたように、回収率はさほど高い回収率ではなかったのですが、回答をいただかなかった方々は、現に日常生活に支障もなく元気で生活をしているという理解をしているところでございますが、何らかの形で日常生活の中で、ちょっと体調の不良を感じた方がいらっしゃいました。その方々についても回復はしておりますけれども、保健師が訪問ケアを行うなどして不安を取り除くために安心して日常生活を送っていただくために、きめ細やかな対応を心がけて相談支援を行っているところでございます。今後もこれについては続けていく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁にて理解いたしました。やはり村民の生命にかかわる必要な支援であると考えております。前回6月の定例会におきまして質問させていただき、今期の再質問までの短い期間において村独自の支援内容に取り組み、被害者支援に早期決定されました努力に対し村執行部の皆さんへの敬意を表したいと思えます。

それでは2点目の今帰仁村職員採用基準について、先ほどの答弁で受験資格の住所要件について理解いたしました。では、北部12市町村で採用住所要件が緩和されている市町村について、把握されていますでしょうか、わかる範囲で答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

質問としましては12市町村の職員採用の中で、住所要件の緩和は名護市、隣の本部町の2つの市と町だと理解しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 北部12市町村で緩和されている市町村が、先ほど答弁がありました名護市と本部町、さらに伊平屋村、伊是名村まで付け加えられます。残りに関しては今回の今帰仁村の条件と一緒にあります。今後、12市町村において北部振興事業はもちろんです、住民の定住や観光、医療など行政の課題解決には広域な連携で取り組んでいく必要があると考えられます。これからの自治体には、コミュニケーション能力の高い人材が求められ、いかに熱意ある人を採用できるかが、どの市町村においても鍵となります。必ずしも受験の段階から村内とは限らず、村民初め広く優秀な人材確保のため、また今帰仁村出身の方が他市町村、県外で結婚されたお子さんが親のふるさとに深い思いがあり、村をよくしていきたいと職員を希望されている方もいらっしゃるのではないかと思います。そこで、採用後に住所要件に付け加えてもよいのではないかと思います。村長の見解を再度お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時28分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

採用要件の住所要件を撤廃して、広く人材を求めたらどうかということにつきましては、先ほど答弁いたしましたように住所要件の緩和については今のところ考えておりません。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 既にご存じのように、名護市において大学設立20年を迎え、地域で学ぶ学生を新たな名護市のまちづくりに生かしていこうと、名桜大学特別枠が設置されました。まちづくりに興味のある学生さんを大学が推薦するもので、一次試験のみが免除されるという新たな枠の設置です。本村においても、これからの村政の新たな施策や推進や事業の展開を加速させていくためにも、民間企業における職務経験を通じて培った専門的な知識や柔軟な発想、企画力や提案力を持ち合わせ、海外留学の経験、地域づくりの活動の経験を有する人材などの確保が、今後大きな力になると考えられますが、行政運営の即戦力になる社会人専用の特別枠の設置について、村長の見解をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思いますというふうに思います。

大学枠というか、北部にある名桜大学生の枠ということでございますが、これまでこれを検討したことはないんですが、名桜大学枠、北山高校枠ですね、これについては検討に値するのかなというふうに思っております。それと、この名護市の職員の民間企業職務経験者枠というか、採用候補者試験制度についてはですね、非常に興味を持っております。といいますのは、いろいろな専門知識を持つ職員が今後、特に地方創生とか、そういう状況の中で必要になってくるのではないかと考えている中で、この件については近くの名護市にそういう採用されているところがありますので、これについては前向きに検討をさせていただきたいというふうに思います。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん 村長の社会人特別枠に関して前向きな見解は理解いたしました。この社会人特別枠に関しましては、本村においても大変急を要する枠ではないかと思っております。きのうも同僚議員、與那勝治議員が一般質問をしておりましたが、今帰仁村で既にスタートしております今帰仁版総合戦略、教育委員会で取り組まれている北山プロジェクト、新たな幼保連携事業、全てにおいて重要な事業であると考えています。これらの事業こそ急を要する特別枠の設置ではないかと思っておりますが、この特別枠に関して、新年度に取り入れるお考えがあるのか、再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

民間企業職務経験者についてであります。これにつきましては先ほども答弁をいたしましたように、前向きに検討をしていきたい。先ほど提案がありました北山学園プロジェクト、そして地方創生の戦略の計画とか含めてですね、今後、多様な対応ある意味では専門的な知識も必要なものも出てくると思っております。

すので、これらにつきましては平成28年度から間に合うかどうかというのははっきりしないわけでありませんが、これらについては早目に検討をさせていきたいというふうに思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの村長の答弁で、社会人特別枠に対しての前向きな導入に理解いたしました。今後、今帰仁村が直面する諸課題を適格に把握分析し、解決できる職員が求められてきます。現職員が職務に対し責任を持って安心して取り組める組織の体制づくりに努めていただきたいと思います。

最後に、3点目のマイナンバー制度について。先ほどの村長の答弁にて利便性については理解いたしました。今回のマイナンバー制度の導入で、国民初め村民が一番の不安要素が個人情報の漏えいだと思われませんが、セキュリティに関しては万全な対策をされているのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問についてご説明をしたいと思います。

確かに今ご指摘のとおり、この個人情報についての保護というのは重要な課題ではないかと思っております。それをどう担保するかということで、今回、条例の提案もしております。具体的にはですね、このセキュリティに対しては国の支援等がございまして、いろいろな電算システムに対する支援として、国全体としての課題をどう地方にも同じような課題がありますので、これをどう守っていくかも国からの支援を受けながら、今後また職員としてもこの個人情報の扱いについては心してかからないといけないということは共通に認識していかなければいけないと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん セキュリティに関しましては理解いたしました。では今後、村民が税金や保険申告など、多方面からこのマイナンバー制度について職員に聞いてくると思われますが、新制度の導入に関して職員が理解をされているのか、または職員向け用に講習会を設ける必要があるのではないかと思われますが、その件についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

職員研修ということなんですけれども、これについては、いわゆる担当する社会福祉関係とか、それを扱う税のところは県の研修とか、いろいろ実際に取り扱う研修がございまして。ご指摘の職員一般の研修については実施はしておりませんが、これについては、これまでに来た情報を皆さんに、各パソコンの中に掲示板というシステムがございまして、そこで皆公表してですね、情報を公表して理解させていくと。また必要があれば研修等にも取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で理解しました。来年1月の運用までに、しっかりと村広報への連載を設け、今月号の広報で終わるのではなく、連載を設け村民への周知を図っていく必要があると考えますが、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問についてご説明いたしたいと思います。

村民全体に対する広報については、これからもこの行政懇談会の中でもやっていきますけれども、広報等をやっていききたいと思います。ただ、この制度自体が新聞紙上でもありますように、年金が不参加するとか、ちょっと延びるとか、また新しい情報も出てきて、ちょっと情報が錯そうしたりしていますので、その辺は勘案しながら情報提供はしていきたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよさん ただいまの答弁で理解いたしました。新制度の導入に向けて村民が混乱を招かないよう、村民への周知徹底を図っていただきますよう申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時39分)

午 後

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、與那嶺 透議員の発言を許します。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 平成27年9月定例会における一般質問を行います。

質問事項1、村総合運動公園の利用促進について。質問要旨、村民の健康づくりは本村にとって最重要課題であり、村総合運動公園の利用促進はなくてはならないものだと思っております。そこで次の点についてお伺いいたします。①運動公園を起点としたコミュニティーバスを運行できないかお伺いします。②今後の村民プールの運用についてお伺いします。③年間を通した運動教室、健康教室を実施できないかお伺いします。

質問事項2、村立小中学校の2学期制について。質問要旨、平成17年度から約10年実施している村内小中学校の2学期制ですが、その間さまざまなメリットやデメリットが出てきたと思っております。そこで今後の方針を含めて次の点についてお伺いいたします。①6月ごろ実施したアンケートの検証結果についてお伺いします。②2学期制の実施により部活動への影響についてお伺いします。③今後の方針についてお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の村運動公園の利用促進についてのご質問にお答えいたします。コミュニティーバスとは、従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして運行され、高齢等の交通弱者が公共施設や医療機関に行きやすくするなど、地域住民の交通の利便性向上を目的として、地方公共団体が運行に關与している乗り合いバスのことでもあります。

さて、本村は公共交通の確保という公益的な観点から、路線バスの運行会社に対して村から運行費用の補助が行われておりますが、よりきめ細かな村民福祉の向上を図るために、コミュニティーバスの導入の必要性を感じておりますので、まず、他市町村のコミュニティーバスの運営状況等の調査を前向きに検討してまいりたいと考えております。その他については教育長から答弁させたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 2番目の今後の村民プールの運用についてのご質問にお答えいたします。

現在、プール温水設備の故障により温水期間（4月～5月・9月～3月）の稼働は行っておりません。村民に大変ご迷惑おかけしております。本年度、今帰仁村運動公園機能強化事業による、プール改修工事で、改修設計委託業務と建築改修及び電気機械施設改修工事を実施いたします。

工事内容としましては、建築改修工事では、金属屋根、建物壁内外クラック補修、外壁塗装、アルミサッシ建具取替、プール水槽改修などです。

電気機械設備改修工事は、電気設備の水銀灯と放送器具の改修工事、機械設備については、ろ過設備、ボイラー設備、和式トイレの洋式への更新などです。

温水化改修施設設備が整いましたら、個人や団体に利用実績のありました、ライフセービング、水泳、トライアスロン関係の合宿を誘致したいと考えています。

また、村民の健康増進、体力の増強も含め、利活用の推進を図りたいと思います。

3番目の運動教室、健康教室の質問にお答えいたします。

現在、社会体育の一環で生涯スポーツの推進として、今帰仁村総合運動公園管理業務委託に、プールを利用した「水中運動教室」「アクアウォーキング教室」をそれぞれ10回と「シニア体力アップステーション」これは高齢者向けの教室でございます。その20回を含み、特定非営利活動法人総合型地域スポーツクラブナスクが実施することになっております。それ以外にナスクでは、幾つかの自主事業の教室を毎週実施しております。

社会体育事業での運動教室としては、今後もこの形態で実施していきたいと考えており、それ以外の運動、健康教室についてはナスクが事業主体となり運営していくことで、総合型地域スポーツクラブとして自立していくことが望ましいと考えています。

さらに、村民の健康増進を目指し福祉保健課とも連携し健康づくり、体力増進に取り組みたいと思います。

それから2点目の村立小中学校の2学期制についてのご質問にお答えします。

①6月に実施したアンケートの結果についてお答えします。本村の幼稚園、小学校、中学校で実施してきました2学期制につきましては、アンケート調査の状況をお答えします。

今年6月に保護者アンケートを実施、教職員へのアンケートを3月に実施しました。保護者、教職員合わせて357件55%の回答がありました。その内訳は「賛成である33%」、「反対である31%」、「どちらともいえない35%」となっています。

②の2学期制の部活動への影響についてお答えします。

保護者アンケートの回答で、部活動の大会等が3学期制に合わせられていることから、国頭地域で同じ学期制がよいとの意見もありました。

中学校では部活動の一年間の大会等の日程と学校行事等を勘案し、年間行事日程を編成しています。その中で、部活動の大会等とテスト期間日程等に配慮しております。

③の今後の方針についてお答えいたします。

2学期制の今後の方針につきましては、保護者・教職員に実施したアンケート結果や保護者・教職員等から寄せられた意見等を検証委員会で審議し、今年度内に結論を出したいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 まず、コミュニティーバスの件で、また再度質問したいと思います。

答弁の中で、コミュニティーバスの導入の必要性を感じているとおっしゃっております。その次ですが、コミュニティーバスのほかの市町村のコミュニティーバスの運営状況等の調査を前向きに検討してまいりたいとおっしゃいましたが、これは調査するか検討することなんですか。導入に向けての前向きな検討ではなく、調査をする前向きな検討として捉えてよろしいでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

調査をするというのは、運営内容とかそういうのをしっかり調査をして、導入に向けて進めていきたいということであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 わかりました。なぜこういった質問をしたかといいますと、調査をする検討と導入に向けて前向きな検討とはまた違うと思いますので、確認したかったので今聞きました。コミュニティーバスを運行していただきたいと質問をしたのはですね、運動公園に行きたくても交通手段を持たない高齢者、交通弱者の方が交通手段を持たないで運動公園に行くのを見合わせているという方が結構いらっしゃるかと私も考えていて、またプールに来られていた70代前後の女性の方だったんですけども、お嫁さんにプールまで連れてきてもらって、そこで1時間半程度、水中ウォーキングをしたりする方もいらっしゃいました。それで、ぜひこういった送迎のバスができたらなというふうに感じていたんですが、その提案としてですね、バスというのはマイクロバスではなくて、10人乗り程度のハイエースといいますか、こういった大きさのバスを3台ほど、多くて3台ですね。3方向から、西側から村道中央線に向かって運動公園、そしてまた運天方面までつながっていくようなバス。もう1台はまた古宇利から湧川、それから勢理客、天底のほうを通っていくバス。もう1台は呉我山、玉城、仲宗根を結ぶ。その終点が運動公園。運動公園に9時ごろに着く。朝9時ごろに着いて12時ぐらいに出発していくと。その間でまた仲宗根とか役場とかこの辺に一旦行って、買い物をする方は買い物をするお客さんを降ろすような、そういったことができるんじゃないかなと私は考えています。これは一例ですので、一例といいますか、そうなったらいいなというふうに思っています。財政が厳しいというのは十分承知していますが、どうですかね、この健康づくりは教育と一緒に先行投資と考えてもいいのではないかと私は思っていますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

運動公園を中心という感じの中で、村内を紹介するというお話でしたがありますがけれども、私もですね、これは運動公園を利用するのも大事ですけど、これは福祉の面から見てですね、車を自分で持てないとかいろいろ高齢者の皆さんが運動公園だけではなくて村内、診療所でもいいし、Aコープでもいいし、村内の各地域を気軽に散歩することができるためにコミュニティーバスはどうかというふうに考えております。ただ、今の路線とかコースについてはですね、先ほど調査すると申し上げましたけど、北中城村では

コミュニティーバス導入の検討事業ということを入れて、事業導入をしております。そういう意味では、この事業を導入して、まず本当に必要性があるかとか、いろいろな運営面とかいろいろありますので、そういう事業を導入して一括交付金で、もし導入するのであれば活用していきたいと、こういうふうを考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今、一括交付金のお話しまでいただきましたので、これは実現する可能性が高いなというふうに私は感じました。村長も今おっしゃられたように、運動公園だけではなく福祉の面からですね、地域の活性化にもつながるかと思っておりますので、ぜひ導入していただきたいと思っております。一括交付金だけではなく、またほかにも財源があると思うんですが、この今帰仁版地方創生総合戦略、そのこの策定の中にもひとつ盛り込むことは可能ではないのかなというふうに思いますが、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

このコミュニティーバスの導入についてはですね、今、議員からありますように、地方創生の中の事業導入というのも可能性はあると思っておりますが、私は補助率の問題があると見ております。そういう意味では、一括交付金をまず活用してですね、導入に向けての調査をしていきたいと思うわけですが、これも限られた3億3,000万円ちょっとの財源ですので、これからその導入に向けての予算化ができるかというのは今後、財政との調整も必要でありますけど、調査ですのでそんなには予算がかかるわけではないというふうに理解しているわけですが、ただ言えることは、運営ですね、これは調査して導入に向けての中で、やはり今帰仁村のコースを含めて運営がどうなるかというのが後々の負担がどういふふうになるかというのは、非常に検討しなければならない問題でありますので、今後、この事業導入に向けて調整をして一括交付金の活用を図っていききたいと、このように考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 運営がやはり後々の課題になってくるだろうとは思っています。無料じゃなくて1回100円とか、そういった有料で100円程度でしたら運営できないでしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 これはですね、北中城村だけではなくて他の市町村でも、このコミュニティーバスを導入している市町村がございます。そういう意味ではですね、読谷村では100円ということですが、いろいろな意味で読谷村と今帰仁村は違う面もあります。ただ、この金額についてはですね、有料にするか無料にするかという場合に、財政的なものがありますので、これは有料のほうがいいと思っておりますけれども、幾らにするかは先ほど申し上げましたように調査をしてですね、検討してこれからどうするかということになりますので、まずはコミュニティーバス導入に向けての調査をしていきたいということになります。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 なかなか答弁が難しかったと思いますが、大体おっしゃりたいことは理解できましたので次の質問に行きたいと思っております。

プールなんです、プールの工事はまだ始まってはいないと思いますが、本年度となっております。何月から着工でしょうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 3番與那嶺議員のご質問についてご説明いたします。

プールにおきましては、もう実施設計は済まされておりますが、工期につきましては10月から11月初旬に発注をしたいということになっております。工期につきましては平成28年3月末を予定しております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 10月から着工予定ということなんです、今回、8月いっぱいプールは閉館していますよね。9月はプールは使えたんじゃないでしょうか。なぜ9月は閉館してしまったのか、明確な理由があればお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

この一月間といいますのも設計の中の調整事項です、それまでには利用者が入っていたため、なかなか業者さんが入っていく時間がなくてですね、その期間ということで閉めて、ただいまでも調整を積んでいるところです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時52分)

3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 住民からしましたら、プールは工事していないんじゃないかなという指摘もやはりあったんですよ。ずっと週に大体2回、3回ぐらい通っている方がいましてですね、本当に残念そうに話していました。9月7日に健康講演会が行われたんですけど、元大洋村村長の石津先生がお話しされていたんですけど、膝に疾患のある方はプールでのウォーキングが効果的だとおっしゃっていました。私自身もこの膝をけがしてしまって、週に2回ほどですか、プールでウォーキングですとか水泳とか1時間弱なんですけどやっていました。今はもう大分よくなっています。やはりプールは相当な運動量ですし、効果が高いと思うんですけども。この工事の内容なんです、屋根も一旦全部取り払って、やっていくのか。あと、壁ですね、去年までですか、結構寒いプールなんです、冬場は。そこら辺も改善されるのか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

このプール改修工事におきましては、建築そして機械設備、電気設備というふうな大きな柱がありまして、まず議員のほうからありました、どういう構造なのかというご質問ですけども、かぶせ工法ですかね、屋根を全部取っ払ってですね、つくり直すということではなく、修繕をしながら上にかぶせていくという工法です。そういう形で、ボイラーにつきましても例えば故障で修理ができないかなということで、相当吟味されたようです。担当のほうに確認しましたら。それはもう修理にすると逆にお金がかかるんじゃない

いかなということ今回、取りかえという方向で今、進めている状況であります。そして、先ほど来ありましたとおりですね、プールの中も全て改修をする中で8コースを維持すると。8コースを維持しながら1コースは先ほど言いましたプールに入るときには直角に入っておりますよね、手すりを使って水の中に。それをスロープ化にして、やはり膝の悪い方もすんなりと水には入れるようなスロープ型に計画をしております。そして、壁のほうになりますけれども、全て塗装のやりかえ、寒さにつきましては暖房化の検討も今やっているようです。そして、かなりのひずみがありまして、そういった躯体補修の外壁、内壁等を実施していく予定でございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時56分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時56分)

与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 訂正いたします。先ほど暖房化と言いましたけれども、その暖房的な問題が先ほど引っかけたということでございましたので、それは何らかの内張りを張っていくという効果を出そうかということで、ただいま検討をしているところです。内張りですね。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 内張りといいますと、今までは中でビニールを張って、スタッフがこの時期になるとビニールを張って、外からの風というか、玄関からの空気がこのプール内に入ってこないようにということで理解してよろしいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

この内張りと申しますのは、現在のプールの屋根の高さは非常に高い設計で、温熱効果が悪い状況であります。それでプールの温水の燃料等の関係とか、それから寒さに関する関係等で支障を来していたということで、少し低い位置に保温効果があるシートなりをかけてですね、そういう方向で今、検討しているところです。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の説明で大体理解いたしました。プールの水温なんですけれども、今、夏場はたしか31度もしくは32度ぐらいが平均的な水温だと思います。冬場はどうしてもボイラーをたいたとしても下がるわけですが、この対策としてはどのようなことをする予定かお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時58分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時59分)

新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 特に冬場の水温等の管理につきましては、昼間ボイラーをたいておりますので、その稼働時間の水温と、それから夜中も1日中ボイラーをたいた状況等の水温の状況と、費用対効果もございまして、それを検証した上で検討していきたいと思っています。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 確かに費用対効果を考えるのも重要だと思います。プールは夜間はどうしても

水温は下がっていきますので、以前このプールを閉めるときに、営業で閉めるときにシートを張っていました。こういった対策も、これで保温にもなりますので、そういうことも含めてやっていただきたいと思っています。それで、今も水温の話をしました、31度というのが人間の水圧とこの水温を考えた上で脂肪燃焼効果とか、水圧による筋力のアップの効果が見込まれると言われていまして、ぜひこの31度を守って年間通してプールをやっていただきたいなと思います。

続きまして3番目の年間を通した運動教室について質問したいと思います。またプールの話になってしまっていますが、名護市のB&Gがありますね、大北ですかね。あそこにお伺いして、お話を少し聞いたんですが、水中筋トレというのを月・水・金、10時から11時半、1時間半程度、月・水・金にやっているようです。これは大体、1回のレッスンで10人から20人ぐらいの方が平日の午前中ですので、恐らく高齢者の方がほとんどだと思いますが、そういったナスクでも今やっちはいるんですが、これは年間通してというものがなかなか厳しい状況ですよ。こういったのもB&Gでできることはナスクでも、今婦仁村でもできるんじゃないかなと考えていますが、その辺の見解ですね。これは健康づくりの観点から見ても当局のご見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

ただいまナスクの自主事業の教室としましてバランストレーニングとかズンバ、エクササイズですね。それからのびのびアクア、貯筋運動教室、スポーツチャレンジということで、今、通年通して毎週火曜日・水曜日というふうな実施をされております。今年の平成27年度の新規事業としましては、ウエート朝トレ、それからウエートニングタトレというふうに、それから陸上教室を新規に実施しておりますけれども、そこで元気アップ教室、これを包括支援センターの委託業務でナスクさんが実施しております。それから体力シニア体力アップ事業ですかね、これは教育委員会の事業で盛り込んでおりますけれども、私たちの今の考えとしましてはですね、総合型スポーツクラブナスクさんの自立を目指しているということを考えて、これからは健康づくりのメインになる福祉保健課、教育委員会、ナスクと三者一体となって協議をして、今後、健康づくりの拠点になるようなことを今望んで進めてまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の答弁は、私も同感でございます。ぜひ教育委員会、福祉保健課でスポーツクラブナスク一体となって、村民の健康づくりに進めていただきたいなと思います。私もできる限りこのお手伝いといいますか、協力はやっていきたいと思っておりますので、ぜひとも推進していただきたいなと思います。

次に質問事項2の2学期制についてなんですけれども、アンケートの検証とまだ検証委員会がまだ終わっていないということで、詳しい説明とかはできなかつたと思いますが、今まで10年間やってきて、教育長が感じるメリットとデメリット、それぞれすぐに答えられましたら答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの2学期制のご質問についてお答えいたします。

メリットもそれからデメリットも何項目かあるんですが、特に大きなメリットとしましては子供たち、それから学校職員のゆとりの部分であります。例えば学期の中でデメリットと表裏一体を含むんですが、前期、後期ということで2回の評価のチャンスがございます。その評価を長期休業ごとにテストをして、テストの集計ですとか評価をする時間が1回減ると。そのことが、より子供たちにかかわれる、対応ができる時間がふえるので、子供たちへの先生方からの指導とか支援が受けられるというメリットがございます。デメリットは、まさしく全く反対で、評価回数が1回減るということで、この評価について子供たちも、それから保護者の皆さんもどういうふうに勉強をしていったらいいとか、そういうチャンスが1回減るということがデメリットかと感じております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 そうなんですよね、このデメリットというのが、やはり評価が1回減るとするのは、通知表が1回減るということですので、目標は3回目標だったのが2回しか目標を持ってなくなると考えられますけれども、この件に関しては子供たちの負担になっていないのかなど。学力的にもこれは下がっていないのかなど、こういった心配があるんですけれども、その点、見解をお伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問で評価の回数が減るとか、この2学期制をすることによって、逆に負担になっていないかということでございますが、実際、子供たちに関しましてはテストが少ない分、このテスト範囲というのが長くなります。そのテスト範囲についても小学校は特にそういう弊害はないと思うんですが、中学校に関しましては中間テスト、期末テスト、もろもろのテストが関係してくるんですが、中間テストと期末テストの時期を調整しまして、主要5教科といいますか、それから技能教科を逆に均等分といいますか、子供たちの負担にならないような形でのテスト期間を組むというような配慮をしておりますので、その点はあまりご心配はないと思います。

この学力低下についてなんですが、県内それから地区の学力の相関もございますので、それを勘案しても特に2学期制だから学力が低下したとか、3学期制だから学力がアップしたとかということとはございません。

○ 議長 東恩納寛政君 3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 今の答弁で安心いたしました。まだ検証結果が出ていないということでしたので、出た時期にまた定例会のほうで一般質問をしていきたいと考えています。2学期制にして子供の負担にならないような、教職員の過重な負担にならないような環境を整えるのが教育委員会の仕事だと思いますので、これからも頑張ってくださいなと思います。以上で質問を終わりたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時11分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時20分)

次に、座間味 薫議員の発言を許します。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 平成27年第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました件につきまして質問いたします。

1、小中学校及び保育所の給食の安心安全について。村では、国や県の基準値に基づき、市場に流通し

ている食材は安全という判断のもとに給食を提供されているかと思われませんが、より一層の安心安全の確保のための村独自の取り組みについて伺います。①村内産食材の使用率は。②食材の産地確認は。③食材の食品検査について。

2でございますけれども、村立図書館開館後について。昨年の7月24日に村立図書館が開館し1年が経過しておりますが、活用状況について伺います。①開館1年目の利用者数は。②現在の蔵書数は。③休館日についてでございます。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 小中学校及び保育所の給食の安全安心についてのご質問にお答えします。

村給食センターにおける食材の購入は、県給食会、そーれの会、万屋直販、他業者から仕入れています。また、豆腐、肉類、海産物などの食材は、ほとんど村内業者を使用し、野菜類、果物等についての村内食材は、そーれの会が村内農家から食材を探し、購入している状況です。

給食の食材は、価格・規格・量と言われていますが、使用する量を確保するのに困難な場合があります。食材探しは村内産、やんばる産、県内産、国産、輸入物の順に業者に依頼をしています。スイカ、ゴーヤ、キュウリ、ヘチマ、トウガン、ナス等のほとんどは村内産食材を使用し、その他の食材も季節ごとに村内産を使用しています。

今後も、地元産の食材を使用するためにも事業者及び生産農家等の協力を得ながら安定的な購入ができるよう検討していきます。地産地消の推進に向けて努力をしていきたいと思っております。食材の村内購入は12%、505万円となっております。

保育所での給食の食材に関しましては、村内や県内を初めとする国内産確保を基本とし、その調達は納入業者に任せております。

ただし、品物や時期、数量等の問題で確保が困難なものもあり、外国産の入荷もあります。

特に生鮮品や農産物等について入手できるものはできるだけ地元産を納入するよう業者には依頼していますが、入手量が少なく食材全体に占める村内食材の使用は極めて低い状況です。

ご質問にありました、保育所での村内食材の使用率については、集計しておりません。

続いて2番目の質問にお答えします。

食材の産地確認について給食センターでは、検収室に食材を搬入し、注文書に沿って産地確認等を行い学校給食衛生管理基準に基づき日誌に記録しています。

また、保育所での食材の産地確認については業者からの食材納品時に各園で確認をしております。

続いて食材の食品検査についてのご質問にお答えします。

給食センターで使用されています食材は、主に学校給食会を通して購入していますが、学校給食会独自で、国が行う検査以外に、農薬検査や放射能検査が実施されています。

給食センターでも、年2回沖縄県環境科学センターに依頼し、食品衛生検査を実施しています。

また、村保育所での対応は、残留農薬に関する新しい制度や食品中の放射性物質の基準など、厚生労働省が定めた「新たな基準値」を上回る食品については、市場に流通させない取り組みがなされているところであり、現在、市場に流通している物は基本的に安全であると考えています。したがって、村独自での

食品検査についてはこれまで行っておりません。ただし、今後も国・県など関係機関の食品安全情報等の収集に努め、安全で安心な給食の提供ができるよう努めてまいります。

続きまして村立図書館のご質問について①、②、③まとめてお答えいたします。

村民の熱い要望のもと、村立図書館がスタートし、7月24日に1年を迎えることができました。

開館して1年間の利用者数が、貸出延べ人数「2,734名」「貸出冊数6,965冊」です。現在の、蔵書数は「1万5,451冊」です。

休館日については、毎週日曜日、月曜日、国民の祝日並びに慰霊の日、毎月第3金曜日、特別整理期間（毎年1年に10日以内）、年末年始、臨時休館日となっております。

また、木の床、木の机と今どきにはない温かみのある図書館。そして、窓から乙羽岳を望み、緑に囲まれた環境の中での読書等、ゆっくり時間が流れる居心地のよい場所と自負しております。

村民の多様な要求に応えられるよう、今後も図書を増冊し、多くの方々に村立図書館を利用していただけるよう取り組んでいきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 ①の村内産食材の使用についてでございますけれども、以前にも質問いたしまして、その折に学校教育課長の説明がございまして、その中で、極力地元のものを買上げるように、献立に合うような食材をそ〜れに呼びかけてそろえているという説明がございましたが、今回はこのようにプラスして万屋直販外の業者となっておりますけれども、今回、村内産食材の使用率が12%ということで、大半の食材が今帰仁村以外から仕入れられている状況かと思っておりますけれども、農業が村民の暮らしに深く結びついた純農村である今帰仁村にとりまして、いささか寂しい感がいたしております。村は基本構想の産業振興の中でも、農林水産業においては食の安全安心の徹底や地産地消を推進しますとうたわれております。地産地消や何より生産者の顔が見える安全安心食材の使用。また、村内農林水産振興の観点からも、全力で地元食材優先使用に取り組まなければならないのではないかなと思っておりますけれども、改めて見解を伺いたいと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明申し上げます。

村内における食材の使用率のほうは、先ほど教育長のほうから答弁があったとおりでございます。毎月の献立を栄養士のほうで立てて、それを事前にそ〜れやほかの豆腐、それから食品会社、肉類などを村内のほうで調達している状況があります。村内で調達できる食材、また、どうしても村外から搬入しなければならないものもございまして、今後とも栄養士のほうから村内で生産される農産物を主に活用できないか、検討を進めていきたいというふうにかえします。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 私は地産地消や安全安心を考えたときに、やはり最初の説明にもございましたけれども生産者の顔が見える村内産食材、そして県内産食材、さらには国産食材、そして外国産食材といった順に優先順位をつけて取り組んでいかなければならないかなと思っております。本村のみならず、他の市町村にとっても課題になっているのかなと思っておりますけれども、去った6月の新聞にございま

したけれども、宜野湾市の給食センターの事例が掲載されておりました。新聞には「独自の仲介役導入で成果」という見出しで、生産者と給食センターを仲介するコーディネーター役を設けることで、県産農林水産物の利用率増加に結びつけているとありました。また、これはコーディネーターが契約農家から農産物の収穫状況を聞き取り、宜野湾市内4カ所の給食センターの栄養士に伝えて、栄養士はその情報をもとにして翌月の献立を作成し、必要な材料をコーディネーター役に伝えて農家へ発注するといった取り組みを行いまして、平成23年度が25.7%だった県産農林水産物の使用率が、2年後の平成25年度には46.4%と実績を伸ばしているという事例がございました。この宜野湾市の場合は市内の食材ではなく県内産の食材の使用率ではございますけれども、これは今帰仁村内食材市場にも応用できるのかなと思っておりますが、いかが思われますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問について説明申し上げます。

そういうコーディネーターというのが今帰仁村では今現在ないところであります。ただ、村内の食材についてはコーディネーター役にはまだならないと思うのですが、そーれの会のほうで積極的に農家のほうに声掛けをして、来月こういったものがとれないかとか、という形で各個々の農家のほうに相談をしている状況がございます。地元のJAとか、そういった中で以前に話を持ちかけたことがあるそうなんですけど、まだそのほうまで、コーディネーターの設置までには至っていない状況があります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 そーれの会にコーディネーター役をとという話でありましたけれども、結局、そーれの会だけでやられているから、12%しか村内産は使われていないんじゃないかなと私は思っております。やはり一次産業を基盤とした村づくりを提唱している村にとりまして、食の安心安全や地産地消を考えたときに、村内産食材の優先使用の推進はまず給食から考えなければならないことだと思っております。しかしながら地元産の食材が十分確保できない、量的な問題や限られた給食費では賄いきれないとか、価格的なことなど課題は多々あるかと思っております。私も重々理解しているつもりではございますけれども、先ほど教育長の説明でスイカ、ゴーヤー、キュウリ、ヘチマ、トウガン、ナス等のほとんどは村内産という説明がございました。ほかにですね、せめて年間を通して使用頻度が高い食材、例えばタマネギやニンジン、そして豚肉や鶏肉といった主に多く使われる主要食材をピックアップいたしまして、村独自の地元食材契約農家みたいなものをつくるのも地産地消や遊休地の解消、コストの削減、そしてなにより安心できる給食を提供することにつながるのではないかなと思っておりますけれども、この契約農家などに考えられることはございませんでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいま座間味議員から非常にいいご提言がございました。この食材の安定確保はなかなか難しい面がありまして、幅広くネットワークを張っていないと使いたいときに使いたい食材が使えないという不安もございます。それから自分で残留農薬とか、あるいは放射能検査等の機器を持っておりませんので、その辺は心配ないということを考えてはいるんですが、その辺の安全性の確保についてはちょっと難しい部分があるのかなということと、それから契約農家につきましては村民の農家もたく

さんあるんですが平等になるようにということで、いろいろ検討しながら導入に向けては考えていきたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 地産地消とよく言われておりますけれども、今帰仁村にも多くの農家がございます。農家から新鮮な食材を直接仕入れることでコストの削減にもつながりますし、理想的な地産地消が実現できるかと思っております。今、政府のほうは農業の構造改革を推進するために、耕作放棄地の税負担を重くする仕組みを検討するとしております。今帰仁村にも農業従事者の高齢化や後継者不足といった問題もあり、耕作放棄地問題は深刻だと思っておりますけれども、まずは給食の地元食材の優先使用の仕組みづくりを行うことで一次産業の発展、ひいては所得水準の向上などで全てにつながる要素を持ち合わせていると思っておりますので、さらなる地元食材優先使用を推進して遊休農地の解消にもつなげていただけますよう要望いたしまして、次の産地確認についてでございますけれども、今や外国産だから危険、国産だから安全とは言えない時代になったのかなと思っております。私は、当然産地のはっきりしないものは使用すべきではないと思っておりますし、保護者の方々も気になるころかと思っております。先ほどの説明で外国産も使われているようでございますけれども、現在、外国の食材はどういった国のものを使われておりますでしょうか。また、給食センターはその原産地をどのように把握されておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 田港朝津学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただまのご質問に説明申し上げます。

村内食材についての質問でしたので、村内に限って給食センターのほうで集計をとらせております。外国産のどのようなものがどれぐらいというのは、今、手元に資料がございませんので、その説明はできない状況があります。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 多分、5か国以上の国の食材もちょっとずつ入ってきているんじゃないかなと思っております。じゃあ、これは後で資料がありましたらちょうだいしたいと思います。

次にですね、食材の食品検査についてでございますけれども、説明では給食センターは年に2回、環境科学センターなどに依頼し、食品衛生検査を実施しているとのことでしたけれども、保育所につきましては残留農薬検査に関する新しい制度や食品中の放射性物質の基準等を厚労省が定めた新たな基準値を上回る食品については、市場に流通させない取り組みがなされているところであり、現在、市場に流通しているものは、基本的に安全であると考えています。したがって、村独自の食品検査はこれまで行っておりませんとありますけれども、少し危険ではないかなと私は思っております。確かに検査費用がかかるというのはあるかもしれませんが、国や県で行われている食品検査というものは、あくまでも全食材ではなくサンプルの抜き取り検査で、多分、全体の1%ぐらいだと思っております。昨今、本土などでは安価で手軽に検査できる残留農薬簡易検出キットなるものを独自で行っているところも多いと聞きました。村は産業振興の中に「食の安心安全の徹底や地産地消を推進します」とうたっております。今帰仁村も独自の検査を定期的に行うべきかと思っておりますけれども、先ほど検査機材を持ち合わせていないという話もあ

りましたけれども、改めてそれを行う予定はありませんか、お聞きします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの11番議員のご質問にお答えいたします。

食品の検査につきましては答弁の当初でもお話ししましたとおり、流通されている食品については基本的に安全だと考えております。また、この流通に関しては非常に農薬の残留値や放射線など、非常に厳しい基準値が設けられておりまして、それをクリアしている部分については、本村保育所の給食に関しても安全という認識のもと使用しているという状況です。外国産につきましても、そのような安全に害する情報等が入った場合には市場流通中止という形にもなりますので、こういったところの情報を常時取り入れながら食の安全については監視含めて使用していきたいと考えており、本村独自の食品検査については今のところ考えておりません。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 国や県が行っているものだから安全というのは、いささか心配ではありますけれども、ぜひともいずれは検討するような方向に持って行ってほしいと思っております。今月の村広報にもございましたけれども、今帰仁村の給食センターが平成27年度、学校給食献立調理発表会において最優秀賞に輝いております。その中に留意点として、地元食材を使用し実際に給食で実施していること、学校給食の中で実施可能なこと、栄養的・衛生的・嗜好的に考慮されることが求められたとありました。本当に学校の栄養士は、日ごろはアレルギーの対応でありますとか食中毒対策など、さまざまな対応をしている中で、子供たちのためにと日夜努力されている。大げさではなくて、本当に沖縄一優秀な栄養士や調理師がそろった給食センターと言っても過言ではないかと思っております。これはあくまでも一般論ではございますけれども大げさではなく、今、学校や保育所での食事が1日1回の唯一の栄養源となっている子や給食のない夏休み明けに痩せている子供もいるらしいということです。それほど学校や保育所の給食が重要で、健康維持に貢献しているというあらわれかと思っております。ぜひとも栄養士や調理師とタッグを組みまして、保育所や学校給食の食の安心安全を徹底していただきたいと要望いたしまして、2点目の村立図書館開館後についてでございます。

3点ほど質問させていただきますけれども、①、②につきましては図書館だよりの創刊号にも昨年の7月から今年の5月までの資料に詳しく掲載されておりましたけれども、新しくできた村の施設が1年を経過してどうなっているかということで、あえて伺いたいと思います。①の開館1年目の利用者数についてですが、村民と子供たちの切実な思いがあって、昨年の7月に村立図書館がオープンいたしましたけれども、学校図書館と公共図書館の違いは、学校図書館は学生のためのもので一般の方々はなかなか利用することができません。村立図書館は村民にとりまして身近にあり、誰でも利用できるみずからの住む地域の文化や産業、そしてさまざまな課題の解決に役立つ資料に接することができる。求められるニーズは誰でも本が借りられるなど、住民にとっては生涯学習の場の1つにもなる施設だと思っております。私は先月の27日の朝、11時に実際に行ってみました。夏休みの終盤で、多分、宿題に追われた子供たちがたくさんいるのかなと思っておりましたけれども、大人の方が1人新聞を読まれておりました。ほかには小学生ぐらいの子が3名ほど、その時点で私は村民の認知度はいま一つなのかなと思っておりますけれども、ホー

ムページや村広報等にはときどき掲載されておりますけれども、係の方に「普段はどうか」と聞きました。すると「保育所の子や退職された教員の方がよく利用されています」とのことでした。ちょっと認知度が少ないのかなという気もいたしておりますけれども、図書館の看板表示等は何カ所にございますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質問についてご説明します。

看板等につきましては、大城酒屋さんのほうから村立図書館のほうに2カ所か3カ所だったと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 2カ所か3カ所ということでございましたけれども、同じ旧中学校の跡地にあります社協がございますけれども、その社協の案内板が酒屋の前でありますとか、小那覇商店の前でありますとか、約五、六カ所に表示されてございます。さらに住民に認知していただくために、もっと表示板をふやすべきかなと思っておりますけれども、そのお考えはございますでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 与那 満社会教育課長。

○ 社会教育課長 与那 満君 ただいまのご質問についてご説明いたします。

確かに旧中学校の跡地に村立図書館がございますけれども、側に社会福祉協議会の看板もございます。そういったところを勘案しながらですね、今の状況ではまだ少ないのかなと、今感じました。今後はもう少しふやしていきたいなと考えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 続きまして現在の蔵書数について。ある統計で人口1人当たりの理想蔵書数というのが3.1冊とされているようでございます。今帰仁村は9,600名としても2万9,760冊が理想ということになります。先ほどの説明で1万5,451冊ということで、設立1年目にしては適正な冊数かなと思っておりますけれども、年間、これは何冊かずつふやされる計画なのか。また、利用者からの求めに応じて本をふやしていかれる予定なのかお尋ねいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

昨年、図書館を開館しまして、昨年それから今年度とも対米請求権事業の図書館利用促進事業で150万円ずつ2年間で300万円近くの図書費を投入してございます。来年からにつきましては村単費になるかと思うんですが、このほうもできるだけ本の充実が図れるよう努力していきたいと考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 県立図書館では400冊までの一括貸し出しとか、テーマに応じたセット貸し出しというのが行われているようでございますけれども、図書館だよりでは今帰仁村にも県の図書館から400冊の借り入れをしたとありました。この400冊というのは、多分、県の図書館からの貸し出し数としては上限だと思います。それ以上は借りれないと思っているわけでございますけれども、その場合、もっとふやすというときに、村独自で購入ということになるのでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 去年、ことしと事業を導入しながらの増書を図っていきますとともに、来年度以降も本の充実については増冊をしていきます。現在、月刊誌とか週刊誌とかの雑誌類も20種類近くありますので、その雑誌の購入につきましても定期購読ということで、より要望のある雑誌から定期購読をしております。村民の要望のある本については、できるだけ購入していく方向で今考えております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 これは余談ではございますけれども、先ほど申し上げました先月の下旬ですか、図書館へ行ったときにですね、実は1人で行くのは何となく恥ずかしいというのがありまして、無理やりうちの大学生の息子を連れていったわけですね。そうしたらその息子が言うには、「この本の管理の仕方はちょっと考えないといけないよ」と言われました。どうしてかということですね、本が真つすぐ立っていないわけですね、本立てに。もたれかかるようになって、それが一番本を悪くする原因だと教えられました。ああ、なるほどなと思いましたが、本がびっしり詰まっていればそういうことはないわけですね、ぜひどんどんふやしていただきたいと思っております。

③の休館日についてでございますけれども、現在は日曜日と月曜日、そして祝日と毎月第3金曜日が本の整理のための休館。時間としては朝の10時から夕方6時ということなんですけれども、学校が終わってからの子供たちや仕事をしている方々はほとんど利用できないということじゃないかなと思っております。それでも図書館だよりでは7月から10カ月間で3,509人の来館者がおられたということでした。私なりに計算しましたけれども、休日を差し引くともうちょっと少なくなるのかもしれませんが、約153日開館したことになっております。1日当たりになりますと約23名の来館者がおられたということにもなりますけれども、もし日曜日に開館されれば、さらに来館者がふえるのではないかなと思っております。調べてみますと県内の公立図書館で、日曜日が休みになっているのは今婦仁村だけなんです。それは何か理由があって日曜日は休みにしているのか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 新城 敦教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年、図書館の開館についていろいろ議論した中で、図書館職員の人数も予算的な関係から、今は1人でございます。平日につきましては教育委員会の別の職員に図書館で勤務をしてもらいながら2人体制で行っていますが、労基法の関係から週5日間の勤務ということで、現在、土曜日につきましては教育委員会の職員が輪番制で開けている状況でございます。それで日曜日は閉館ということで今現在行っています。ただ、他市町村の図書館につきましては、図書館職員が何人かおられますので、その何人かの図書館職員でローテーションで開けていると。シフトを組んで開けているという状況かと思っております。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 労基法の関係で週5日ということですので、別に6日させなさいということではないと思います。ほかの日に変えて、まず日曜日は開けるのが私は必要じゃないかなと思っておりますので、ご検討いただきたいと思っております。

それでは最後になりますけれども、これは村長に伺いたいと思っております。私の記憶が正しければ、昨年の

図書館のオープンの際の挨拶で、「この図書館は仮の図書館で、村民のニーズに応じてもっと大きな図書館を」と述べられたかと思いますが、現在はいかがお考えでしょうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

去年の7月24日の開館のときに、新しく将来的には図書館を建設したいということをお申し上げました。ただその後ですね、今、認定こども園含めて保育所の民営化に向けて、今、教育委員会のほうで進めているわけでありましたが、その認定こども園に6億円ぐらいかかるんですよ。これは今帰仁小学校の幼稚園跡地に幼稚園と保育所とか子供たちの認定こども園を今、一括交付金で進めているわけでありましたが、これにもすごく予算としてかかるものですから、これを優先するという中で村立図書館についてはちょっと先送りをしないといけないというふうな状況であります。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 私は今現在の図書館がだめだと言っているわけではないわけでございます。もし今、村長が述べられたようにですね、先送りにするとか先々になるのであればですね、今ある図書館を私はもっと充実させるべきだと思っております。まず、おわかりのとおりあの階段ですよ。非常にですね、あれは足の悪い方とかは多分一切使用できない状況になってくるかと思っております。住民サービスの義務がある以上、これはちょっと検討しないとイケないかなと思っておりますけれども、いずれはいろいろな要望が出てくると思っております。目の不自由な方のための点字書籍でありますとか、たしか先ほど申しましたかね、クーラーの設置ですね。湿気とかですね、ほこりとかが…。終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時00分)